

令和5年度

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

砥部町監査委員

目 次

第1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見

1	審査の概要	- - - - -	1
2	審査の実施日	- - - - -	1
3	審査の結果及び意見	- - - - -	1
(1)	審査の結果	- - - - -	1
(2)	審査の意見	- - - - -	1
(3)	是正改善を要する事項	- - - - -	1

第2 令和5年度決算に基づく公営企業会計の経営健全化判断比率の審査意見

1	審査の概要	- - - - -	2
2	審査の実施日	- - - - -	2
3	審査の結果及び意見	- - - - -	2
(1)	審査の結果	- - - - -	2
(2)	審査の意見	- - - - -	2
(3)	是正改善を要する事項	- - - - -	2

第1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見

1 審査の概要

健全化判断比率の審査は、町長から提出された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の実施日

令和6年7月30日（火）

3 審査の結果及び意見

（1）審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

区分	令和5年度	令和4年度	健全化判断基準		備考
			早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	—	—	14.59%	20%	10億163万3千円の黒字
連結実質赤字比率	—	—	19.59%	30%	18億7,926万4千円の黒字
実質公債費比率	4.1%	3.3%	25%	35%	前年度比+0.8ポイント
将来負担比率	46.5%	38.5%	350%		前年度比+8.0ポイント

※「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

（2）審査の意見

健全化判断比率は、次のとおり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されない。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、4.1%であり、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、46.5%であり、早期健全化基準の350%を大幅に下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

第2 令和5年度決算に基づく公営企業会計の経営健全化判断比率の審査意見

1 審査の概要

経営健全化判断比率の審査は、町長から提出された令和5年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の実施日

令和6年7月30日（火）

3 審査の結果及び意見

（1）審査の結果

審査の結果、各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化 判断基準	備考
砥部町下水道事業会計	—	—	資金不足比率 20%	2億8,739万2千円の剰余金
公共下水道事業	—	—		2億2,986万6千円の剰余金
農業集落排水事業	—	—		366万6千円の剰余金
浄化槽事業	—	—		5,386万円の剰余金
砥部町水道事業会計	—	—		2億5,051万9千円の剰余金

※ 「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

（2）審査の意見

資金不足比率は、次のとおり、いずれの公営企業会計も経営健全化判断基準を下回っている。

ア 砥部町下水道事業会計（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業）
資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

イ 砥部町水道事業会計
資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。